官

改

正

後

省

令

部を改正する省令を次のように定める。 〇厚生労働省令第六十三号 国民年金法 平成二十九年六月十四日 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の 厚生労働大臣

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重 応するものを掲げていないものは、これを加える。 傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の五 営改善法附則第十四条第一項の申請) しくは第二項又は平成二十六年年金事業運 (平成十六年改正法附則第十九条第一項若 (略)

3 及び書類の添付を要しない。ただし、厚生 請について当該各号に掲げる申請書の提出 る申請を行う旨を申し出たときは、その申 をいう。第二号において同じ。)のいずれか 条第一項第二号に係る部分を除く。) の規定 成二十六年年金事業運営改善法附則第十四 条第一項第二号に係る部分を除く。) 又は平 条第二項第一号若しくは第二号(法第九十 則第十九条第一項第一号若しくは第二号 する期間の終了後引き続き次の各号に掲げ 附則第十四条第一項の厚生労働大臣が指定 く。) 若しくは平成十六年改正法附則第十九 含まれる場合に限る。) の提出の際に平成十 に該当する者が、第一項に規定する申請書 ハ年改正法附則第十九条第一項若しくは第 一項又は平成二十六年年金事業運営改善法 (法第九十条第一項第二号に係る部分を除 継続猶予関係規定(平成十六年改正法附 一項第二号に規定する期間に申請日が 一項第一号若しくは第二号(法第九十

営改善法附則第十四条第一項の申請) しくは第二項又は平成二十六年年金事業運 (平成十六年改正法附則第十九条第一項若 改 正 前

第七十七条の五 略)

2

3 項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、 引き続き当該期間と同一の事由により申請 項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後 る。)の提出の際に平成十六年改正法附則第 規定する期間に申請日が含まれる場合に限 第一項に規定する申請書(第一項第二号に 部分を除く。)のいずれかに該当する者が、 は第二号(法第九十条第一項第二号に係る 営改善法附則第十四条第一項第一号若しく 部分を除く。) 又は平成二十六年年金事業運 は第二号(法第九十条第一項第二号に係る 年改正法附則第十九条第二項第一号若しく について確認できないときは、この限りで 厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額 を行う旨を申し出たときは、その申請につ 六年年金事業運営改善法附則第十四条第一 十九条第一項若しくは第二項又は平成二十 いて第一項に規定する申請書の提出及び前 一号に係る部分を除く。) 若しくは平成十六 号若しくは第二号(法第九十条第一項第 平成十六年改正法附則第十九条第一項第

る平成十六年改正法附則第十九条第一項	継続猶予関係規定に該当することによ	項に掲げる書類の添付	項に規定する申請書の提出及び同条第二	同項の規定による申請 第七十七条第一	第四号のいずれかに該当することによる	法第九十条第一項第一号、第三号又は	_
	(新設)					(新設)	

業運営改善法附則第十四条第一項の規定 若しくは第二項又は平成二十六年年金事

塩崎

附

この省令は、 平成三十年七月一日から施行する

提出及び前項に掲げる書類の添付 による申請 第一項に規定する申請書の

告 示

〇法務省告示第二百九十六号

の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号) 基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

るものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応す 平成二十九年六月十四日 法務大臣 金田

実習実施機関の名 する常勤の職員及び技能実習生を除く。) る実習実施機関 る活動に従事する者に限る。)を受け入れ の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げ の総数の二十分の一を超えない技能実習 常勤の職員(外国 六年政令第三百十九号)別表第一の一 (出入国管理及び難民認定法(昭和一 生

Ē		称、	IE.
こある事業所ご所属		所在地及び実習内	後
1	容	Ξ	
イ 常物の競員	谷	実習実施機関の名称、	改
(小国		名称、	Œ
「小国こある事業所ご所属		所在地及び実習内	前

改

の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げ る活動に従事する者に限る。)を受け入れ の総数の二十分の一を超えない技能実習 する常勤の職員及び技能実習生を除く。) 十六年政令第三百十九号)別表第一の二 る実習実施機関 (出入国管理及び難民認定法(昭和二 にある事業所に所属

ーニンク		習内容
[項を加える。]	同上	名称
ப்		所
		在
		地
		実習内容

備考 表中の の記載は注記である。

日和サービ

茨城県日立市東成

ピ リーニン

丁目

番十

略

名

称

所

在

地

実習内容

いて確認できないときは、この限りでない。 労働大臣が申請者等の前年の所得の額につ